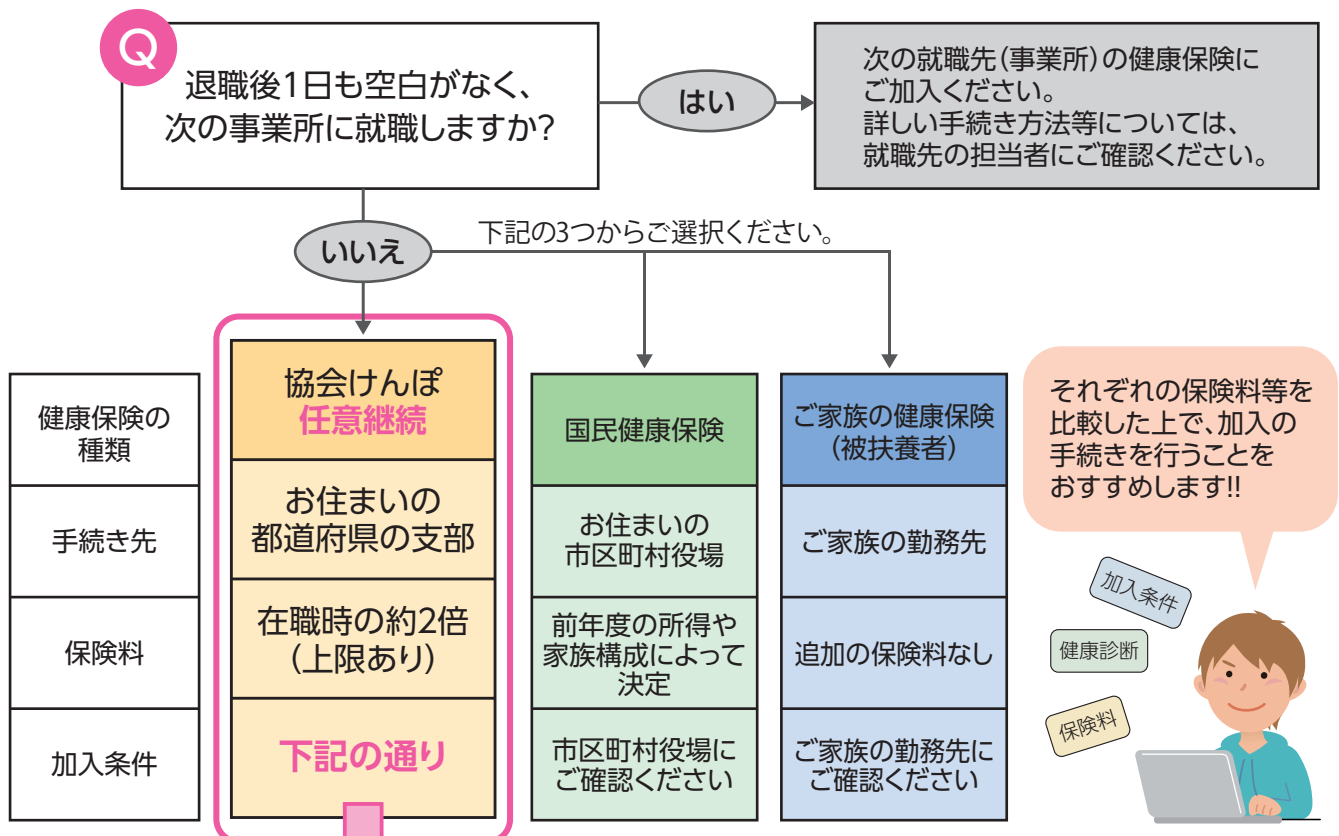


協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和6年1月)

1.退職後にご自身で健康保険への加入手続きが必要です。

退職後の健康保険には「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」があります。種類によって加入条件や保険料の算出方法が異なるため、ご比較の上、お手続きください。

●退職後の健康保険の選択



| | |
|------------------|--|
| 任意継続の加入条件 | <p>①退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。</p> <p>②退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出(必着)すること。※20日目が土日・祝日の場合は翌営業日まで</p> <p>➔詳しい手続き方法や申出書のダウンロードにつきましては「協会けんぽ 青森 任意継続」で検索 🔍</p> |
| 皆さまへのお願い | <p>①保険証が使用できるのは退職日までです!! 退職後等は「ご本人・ご家族の保険証・高齢受給者証」を事業所のご担当者様へ速やかにご返却ください。</p> <p>②資格喪失した保険証で医療機関を受診すると後日医療費を協会けんぽに返還いただくこととなります。 退職後等は保険証を使用しないようご注意ください。</p> |

届いた今こそ! 確認のチャンス!!

2.『ジェネリック医薬品軽減額通知』をお送りします。

協会けんぽでは、「お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代がどのくらい安くなるか」を加入者（被保険者）様にお知らせいたします。ジェネリック医薬品への切り替えにぜひお役立てください。



送付時期 令和6年1月下旬

- 送付対象者**
- ①主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - ②お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方



ジェネリック医薬品の供給について

現在、一部のジェネリック医薬品に供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合がございます。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

※ジェネリック医薬品軽減額通知は、先発医薬品以外にも、ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならないものではありません。

○ジェネリック医薬品について漫画で確認しよう!

ジェネリック医薬品に関する様々な疑問について、協会けんぽ青森支部では漫画にてご紹介しております。右記の二次元コードより是非ご覧ください。



ジェネリック医薬品軽減額通知に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 企画総務グループ TEL:017-721-2713

3. 確定申告に使える! 令和5年度『医療費のお知らせ』をお送りします!!

協会けんぽでは、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一回、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただく『医療費のお知らせ』を発行しています。

詳細

- 送付時期：令和6年1月中旬から順次発送
- 対象期間：令和4年10月診療分～**令和5年8月診療分**
※昨年よりも対象期間が1か月短くなっております
- 送付先：事業所様宛(任意継続被保険者の方はご自宅宛)



お願い

- 【事業所のご担当者様へ】
- 医療費のお知らせには**個人情報**が含まれています。お手元に届きましたら、**開封せず、対象の従業員様へ直接お渡しください。**
 - また、昨年よりも対象の受診月が**1か月短くなっております。**その旨、従業員様にお伝えいただけますようお願いいたします。



『医療費のお知らせ』に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 レセプトグループ TEL:017-721-2715
※なお、確定申告に関するお問い合わせは、国税庁のHPまたはお近くの税務署へお願いします